

資料 1

昭和医科大学医学部産婦人科学講座同窓会会則

第一条 本会を昭和医科大学医学部産婦人科学講座同窓会（相照会）と称し、その事務所を昭和医科大学医学部産婦人科学講座内に置く。

第二条 本会は会員相互の親睦を図り、昭和医科大学医学部産婦人科学講座の発展に寄与し、会員の学術の錬磨、向上を以って目的とする。

第三条 本会の会員は次の各項に該当するものとする。

（一） 昭和医科大学・昭和大学医学部及び昭和医学専門学校産婦人科学講座出身者及び講座員。

（二） 前項以外でも役員会が適当と認めた者。

第四条 本会には左の役員を置き、その任期は二年とする。なお再任は妨げない。

（一） 会長一名 （二） 副会長二名 （三） 常任幹事若干名 （四） 監事二名

第五条 本会には幹事若干名を置き、その任期は二年とする。なお再任は妨げない。

第六条 本会には名誉会員、功勞会員、顧問を置くことができる。

（一） 名誉会員、功勞会員は役員会・幹事会の議を経て総会に推薦する。

（二） 顧問は現職教授（所属大学・学部・員外の如何を問わない）を以てする。

第七条 役員・幹事の選出は次の各項による。（改正案）

（一） 会長候補者は本会活動において実績のある会員のうち、自薦または二名以上の常任幹事より推薦を受けた者とし、常任幹事の過半数以上が出席する常任幹事会により一名が選出され、幹事会に推薦される。候補者の届出期間は改選年の四月一日から四月三十日とする。また候補者が複数の場合は、常任幹事会の出席者による無記名投票に基づき、会長候補を選出する。

（二） 会長は、常任幹事会において会長候補者として推薦をうけ、その後、幹事会および総会の承認を経て定める。

（三） 副会長は会長の推薦とし、総会において承認を経て定める。

（四） 常任幹事の選出は、これを別に定める。

(五) 監事は会員の中から選び、総会の承認を経て定める。

(六) 幹事の選出はこれを別に定める。

(七) 会長が任期中にやむを得ない理由で退任する場合は、常任幹事会において会長代行を選出する。会長代行の任期は、前任会長の残任期間とする。会長代行の選任までの期間は副会長の合議により、いずれかが会長の職務を代行する。

第八条 会長は役員会を総理し、会務運営について立案建策し、幹事会の承認を経て会務を執行する。

第九条 会長は毎年一回総会を開催し、会務を報告するものとする。また、随時、臨時総会・幹事会・役員会・研修会等を開催することができる。

第十条 会員の会費は年額一万円で、毎年四月一日より翌年三月三十一日の間に在籍しているものに請求し、名誉会員及び入会五十年以上の会員はこれを免除する。会計年度は毎年四月一日より翌年三月三十一日までとする。

第十一条 本会の会則を変更するときは総会の決議による。

細則

第一条 会則第七条（三）に定める常任幹事は二十五名以上、三十名以内とし、常任幹事会を経て 准教授、専任講師より選出する。その他の常任幹事は互選とする。

第二条 会則第七条（五）に定める幹事の選出は、幹事の互選とする。その方法はその都度、役員会において定める。ただし、准教授、専任講師は幹事とする。

第三条 慶弔費は一件一万円または生花一基とする。

第四条 二年以上の会費未納者には会誌並びに名簿の配布を停止する。

第五条 会員が退会を希望する場合は、書面にて退会の旨を役員会に通知し、承認を受けて退会を認める。なお、退会にあたって会費に未納分のある場合にはその会費をすべて納入することを条件とする。

第六条 本会の名誉を著しく損なう行為を行った者には、役員会の決議に基づき退会処分とすることができる。

第七条 本細則を変更するときは幹事会の決議による。

付則

(一) 本会則及び細則は、昭和六十三年十二月十七日総会の決議を経て改正し、昭和六十三年十二月十七日より施行する。

(二) 本会則は、平成九年六月十四日総会の決議を経て改正し、平成九年六月十四日より施行する。

(三) 本会則は、平成十六年六月十二日総会の決議を経て改正し、平成十六年六月十二日より施行する。

(四) 本会則は、平成二十二年六月五日総会の決議を経て改正し、平成二十二年六月五日より施行する。

(五) 本会則及び細則は、平成二十七年六月十三日総会の決議を経て改正し、平成二十七年六月十三日より施行する。

(六) 本会則及び細則は、令和元年六月八日総会の決議を経て改正し、令和元年六月八日より施行する。

(七) 本会則及び細則は、令和七年六月二十一日総会の決議を経て改正し、令和七年六月二十一日より施行する。